

至誠館大学定年規程

(目 的)

第1条 この定年規程は、学校法人菅原学園至誠館大学（以下「本学」という。）の職員就業規則（以下「規則」という。）第18条の規定により、常勤する職員（以下「職員」という。）の定年に関する必要な事項を定めたものである。

(定 年)

第2条 職員の定年は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|--------|
| (1) 教育職員 | 65歳 |
| (2) 事務職員 | 60歳 |
| (3) 技能職員 | 60歳 |
| (4) 再任用等職員 | 第6条による |

(再任用等職員の定義)

第3条 再任用等職員とは、次の者をいう。

- (1) 教育職員が定年に達した後、理事長が必要と認め再任用された者
- (2) 事務職員及び技能職員が定年に達した後、引き続き勤務を希望し再任用された者
- (3) 国・地方公共団体、国公立大学及び民間企業等を退職し、第2条(1)、(2)及び(3)の定年を超えて採用された者

(定年退職の日付)

第4条 定年退職の日付は、次のとおりとする。

- (1) 教育職員 満65歳に達した日の属する学年度の末日
- (2) 事務職員、技能職員 満60歳に達した日の属する月の末日

(定年の特例)

第5条 学長が在任中、定年に達したときは、任期が満了する日の属する学年度末を以て定年に達したものとする。

(再任用等職員の雇用契約期間)

第6条 再任用等職員の雇用契約期間は1年以内とし、個別に理事長が決定する。

2 前項の規定に関わらず、特に理事長が必要と認めるときは、雇用契約期間満了後引き続き再任用することができる。

3 再任用等職員の再任用について雇用契約を更新する場合又はしない場合の判断の基準は以下の事項とする。

- (1) 再任用雇用契約期間満了時の業務量により判断する。
- (2) 当該再任用職員等の勤務成績、態度により判断する。
- (3) 当該再任用職員等の能力により判断する。
- (4) 法人の経営状況により判断する。

(5) 従事している業務の進捗状況により判断する。

- 4 第1項及び第3項の規定に関わらず、事務職員及び技能職員であった者が定年退職後に引き続き勤務を希望し、規則第19条（解雇）または第23条（退職事由）に該当する事由のない場合は、原則として定年の達した日の属する月の末日の翌日から満65歳に達した日の属する月の末日に達するまで当該契約を更新する。

(再任用等職員の退職)

第7条 再任用雇用契約期間の満了前において退職を希望する場合は、少なくとも退職日の3ヶ月前までに退職願を提出しなければならない。ただし疾病等やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(退職金の支給)

第8条 本規程により定年退職した者は、学校法人菅原学園至誠館大学職員退職金規程に基づき、退職金が支給される。ただし、再任用等職員については同規程を適用せず、退職金は支給しない。

(雇止め)

第9条 再任用等職員に交付する労働条件通知書にその契約を更新する場合がある旨をあらかじめ明示していた再任用等職員の契約を更新しない場合には、少なくとも契約が満了する日の30日前までに予告する。

- 2 前項の場合において、当該再任用等職員が、雇止めの予告後に雇止めの理由について証明書を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。雇止めの後においても同様とする。

(実施細則)

第10条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日より前に改正後の定年年齢に達した者については、施行日を定年に達した日として退職金を算定し、支給する。

制定 平成11年4月 1日
改正 平成18年3月 1日(第1回改正)
平成20年4月 1日(第2回改正)
平成27年3月31日(第3回改正)
平成31年4月 1日(第4回改正)